

# 特別活動におけるキャリア教育の取り扱いに関する考察 —学習指導要領の記述に基づいて—

高橋 克己\*

## Considering the Handling of the Career Education in Extracurricular Activities: Based on the Description of the Course of Study

Katsumi TAKAHASHI

**要旨** 平成29年3月に告示された小学校学習指導要領において、特別活動はキャリア教育の要と位置づけられ、その記述も大きく変更された。その変更点を整理すると、大きく三つを指摘できる。①活動内容(3)が新設されたこと、②下位内容に三つの内容を含めたこと、③三つの活動内容について「共通事項」という文言が削除され、それぞれについて短い説明文が加えられたこと。その一方、勤労生産・奉仕的行事の記述についてはほとんど変更されず、課題が残された。

**キーワード**：キャリア教育 進路指導 特別活動 勤労生産・奉仕的行事 学習指導要領

### 1. 本稿の目的

キャリア教育の充実が叫ばれるようになって久しい。特に、平成16年1月にまとめられたキャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告『児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために』において、小学校段階から学校の教育活動全体を通して行うキャリア教育の推進が提唱された。しかし、その後平成20年に告示された学習指導要領では、後述するように、キャリア教育に関して限定的な記述が盛り込まれるにとどまっていた。

ところが、平成29年に告示された小学校学習指導要領においては、キャリア教育を重視する方向で、記述が大きく変化している。総則において「キャリア教育の充実」という文言まで盛り込まれた。そこで、特に、キャリア教育の「要」と位置づけられた特別活動に関する記述が、平成20年版とどこがどう変わったのかを整理するとともに、今後のキャリア

教育の在り方について若干の考察を加えたい。

なお、今回の改訂においてキャリア教育の取り扱いに関する記述が大きく変化した小学校に限定して論じることとする。

### 2. 特別活動におけるキャリア教育に関する記述の背景

小学校学習指導要領の特別活動に関する記述に、明確にキャリア教育を意識した文言が盛り込まれたのは平成20年版からである。平成20年3月に出された『小学校学習指導要領解説 特別活動編』には、「特別活動改訂の要点」として以下の記述がある。

「活動内容「(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全」については、「勤労観」を養う観点から、「清掃などの当番活動等の役割と働くことの理解」を加えた。」

\* たかはし かつみ 文教大学教育学部教職課程

こうした改訂の背景には、当時のキャリア教育重

視の流れがあったと考えられる。平成11年12月には、中央教育審議会答申『初等中等教育と高等教育との接続の改善』が出され、その中で、近年の新規学卒者のフリーター志向の広がり、若年無業者（いわゆる「ニート」）の増加、若年者の早期離職傾向（いわゆる「早期離職の七五三」）などを深刻な問題として受け止め、キャリア教育の推進が提唱されていた。

さらに、平成16年1月にまとめられたキャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告『児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために』において、キャリア教育は学校の全ての教育活動を通して推進すべきものとされたが、同時に特別活動・道徳・総合的な学習の時間は、キャリア教育を進める上で、直接的かつ中核的な取組として最も重要な役割を担うものとされた。

上記「特別活動改訂の要点」は、これらの流れを受けて、特別活動（特に学級活動における清掃指導）にキャリア教育の観点を盛り込もうとしたものと理解できる。ただし、当時のキャリア教育重視の風潮の高まりの割には、小学校学習指導要領の特別活動に関する記述の対応は、今日から見て、かなり限定的であったと言わざるを得ない。直接の記述としては、上記の通り、清掃指導にキャリア教育を絡めることだけだったからである。

その後、平成23年1月中央教育審議会答申『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』において、キャリア教育の定義や育成すべき能力について新たな見解が示される等、キャリア教育はニート・フリーター対策にとどまらず「生きる力」を育む教育の中心的な役割を担う教育活動として、一層の充実を求められてきた。そうした中、平成29年3月に告示された学習指導要領において、特別活動の記述は、より踏み込んだものとなったのである。

まず目を引くのは、総則において、キャリア教育の充実が明記されたことである。また、特別活動はキャリア教育の「要」と明記された。

「児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基

盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」（第1章総則－第4児童の発達の支援－1児童の発達を支える指導の充実－（3）より）

総則において、このような記述が加えられたことは、従来例を見ない画期的なことである。では、キャリア教育の「要」とされた特別活動の記述の、どこにどう変化が生じたのか。次節において整理してみたい。

### 3. 特別活動におけるキャリア教育に関する記述の整理

以下では、特に特別活動（小学校）に焦点を当てて、学習指導要領の記述を整理していく。まず、改訂の要点を確認しておこう。

平成29年7月に出された『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編』には、「特別活動改訂の趣旨及び要点」が示されているが、キャリア教育に直接関連する記述を抜粋すると、以下のとおりである。

「（複雑で変化の激しい社会の中で求められる能力を育成するという視点）社会参画の意識の低さが課題となる中で、自治的能力を育むことがこれまで以上に求められていること、キャリア教育を学校教育全体で進めていく中で特別活動が果たす役割への期待が大きいこと、防災を含む安全教育や体験活動など、社会の変化や要請も視野に入れ、各教科等の学習と関連付けながら、特別活動において育成を目指す資質・能力を示す必要がある。」

「…また、小学校から高等学校まで教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりを明確にする。」

「〔学級活動〕の内容の構成については、小・中・高等学校を通して育成することを目指す資質・能力の観点から、次のように系統性が明確になるよう整理

## 特別活動におけるキャリア教育の取り扱いに関する考察

した。

・小学校の学級活動に「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるようにした。」

ではこのような趣旨に基づき、具体的にどこがどう変化したか。周知のとおり、小学校の特別活動は、学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事から構成されるが、キャリア教育と直接関わる活動として、学級活動と学校行事(勤労生産・奉仕的行事)の二つをあげることができる。ただし、勤労生産・奉仕的行事の記述には、以下のとおり、平成20年版と平成29年版の学習指導要領とで大きな変化は認められない。

「勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。」(平成20年版)

「勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。」(平成29年版)

あえて深読みすれば、20年版では職場体験活動を行うことが義務づけられているかのように読めなくなかったが、29年版では「活動」の文言が消えたためそうした印象が薄れたようにも思われる。いずれにしても、さしたる変化とは言えないのではないか。

そこで以下、特に学級活動の記述の変化に焦点を当てる。関連記述を抜き出してみると、以下のとおりである。まず平成20年版の関連記述を確認しよう。

### 平成20年版における学級活動

活動内容(2) 日常生活や学習への適応および健康安全

- ア 希望や目標をもって生きる態度の形成
- イ 基本的な生活習慣の形成
- ウ 望ましい人間関係の形成

- エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解
- オ 学校図書館の利用
- カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
- キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

特にエにおいて、前節「特別活動改訂の要点」に示されていたことが具体化されていることが分かる。なお解説には、上記エに関して以下のような記述がある。

「なお、低学年から所属する集団やみんなのために一生懸命働く経験を重視し、日常の積み重ねを通してキャリア教育の一環として働くことの大切さや意義を理解させていくことは、児童会活動における学校に寄与する活動などの充実につながるとともに、望ましい勤労観・職業観を育て、公共の精神を養い、社会性の育成を図ることにもつながる。」

このようにキャリア教育の観点が盛り込まれたことは確かであるが、既に述べたとおり限定的な記述変化であったと言えよう。これが平成29年版になると、かなり大きく変化している。

### 平成29年版における学級活動

活動内容(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成

学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己を生かそうとするとともに、希望や目標をもち、その実現に向けて日常生活をよりよくしようとする。

イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解

清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。

ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用  
学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり自主的に学習する場として

の学校図書館等を活用したりしながら学習の見通しを立て、振り返ること。

20年版と比較すると、大きく三つの点で変化が認められる。①活動内容(3)の新設、②下位内容に上記アイウの三つを含めたこと、③三つの活動内容の下位内容として「共通事項」という文言が削除され、それぞれについて短い説明文が加えられたこと、である。以下、それぞれ詳しく説明していく。

#### ①活動内容(3)の新設

まず、内容に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」が新設されたことが目を引く。平成20年版でも中学校の学級活動には進路指導に関する活動内容として「(3)学業と進路」が存在したが、小学校は(1)(2)しかなく、(2)「エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解」においてキャリア教育が意識されるにとどまっていた。上記「特別活動改訂の趣旨と要点」で述べられていた「小学校の学級活動に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるようにした。」という記述は、まさにここに具体化されていると言えよう。

#### ②下位内容に上記アイウの三つを含めたこと

活動内容(3)には、三つの内容が含まれることになった。「ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成」「イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解」「ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用」である。

実はこの三つは、類似する内容が、平成20年版にも活動内容(2)の下位内容として存在した。すなわち、「ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成」については、「ア 希望や目標をもって生きる態度の形成」、「イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解」は「エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解」、「ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用」は「オ 学校図書館の利用」に対応すると見ることが

できる。したがって、活動内容(3)は新設されたと言っても、従来の(2)を分割したと見ることもできよう。

ただし、文言が若干変更されていることから、単なる分割とは言えない。「ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成」については、「現在や将来に」「意欲」が追加されている。キャリア教育を強く意識していることがうかがえる。また、「イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解」では、従来の「清掃などの当番活動等の役割と」が削除され「社会参画意識の醸成や」が追加されている。こちらでも単に清掃指導にキャリア教育の視点を絡めることにとどまらず、より広い視野でキャリア教育を取り入れようとしていることがうかがえる。さらに、「ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用」では、「主体的な学習態度の形成と」が追加された。「学校図書館等の活用」とキャリア教育との関係については、「基礎的・汎用的能力」をバックグラウンドとしていると考えられる。特に、「キャリアプランニング能力」の中の「情報収集・探索能力」「課題解決能力」の育成をここで期待していると考えられる。

#### ③三つの活動内容の下位内容として「共通事項」という文言が削除され、それぞれについて短い説明文が加えられたこと

20年版では、活動内容(1)に三つ、(2)に七つの「共通事項」が記載され、その詳しい内容については『解説編』に記述されていた。今回、活動内容(1)に三つ、(2)に四つ、(3)に三つの下位内容が示され、それぞれについて短い説明文が指導要領自体に記載された。なぜ「共通事項」という文言が削除されたかについて、文部科学省は特に説明していないため不明であるが、説明文が付されたことについて、より一層内容が明確化されたと言えるであろう。

#### 4. 若干の考察

以上、平成29年版の小学校学習指導要領における特別活動の記述からキャリア教育に関わって変更された部分を整理してきた。学級活動の活動内容

## 特別活動におけるキャリア教育の取り扱いに関する考察

「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」が新設されたことは、画期的であり、中学校・高等学校との連続性という面でも必要なことである。むしろ本来なら20年版で変更すべきことであったのかも知れない。

一方、「勤労生産・奉仕的行事」の記述にほとんど変化がなかったことについて、筆者はやや物足りなさを感じている。今回特別活動はキャリア教育の「要」と位置づけられた。ならば、勤労生産・奉仕的行事の記述もまた、それにふさわしいように変えることが適切ではないだろうか。キャリア教育は学校の教育活動全体を通じて行うとはいえ、職場体験活動がキャリア教育において占める位置はやはり大きいはずである。小学校において、体験活動は難しいにしても、職場見学を取り入れている学校は多いと聞く。

中学校の学習指導要領では既に20年版から、勤労生産・奉仕的行事に関して、「職場体験などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに」という記述があり、29年版においても維持された。今回「小・中・高等学校のつながりが明確になるように」という意図があったのなら、小学校においてももう少し踏み込んだ記述が加えられても良かったように思われる。

職場体験活動ないし職場見学は、総合的な学習の時間で行い、その事前事後指導を学級活動で行うという実施形態が想定されていたのかも知れない。実際、文部科学省『中学校職場体験ガイド』によれば、中学校の職場体験は、8割程度の学校が総合的な学習の時間に位置づけていたという(平成16年度)。ただし、2割程度の学校では特別活動の位置づけであり、おそらく勤労生産・奉仕的行事として行われたと思われる。とすれば、やはり勤労生産・奉仕的行事の意味は大きいものがある。今後の課題と言えよう。

### [参考文献]

キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告『児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために』平成16年  
中央教育審議会答申『初等中等教育と高等教育との

接続の改善について』平成11年  
中央教育審議会答申『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』平成23年  
文部科学省『中学校職場体験ガイド』平成17年  
文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別活動編』東洋館出版社、平成20年  
文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別活動編』ぎょうせい、平成20年  
文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編』東洋館出版社、平成29年  
文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編』ぎょうせい、平成29年  
文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター『キャリア発達にかかわる諸能力の育成に関する調査研究報告書 一もう一歩先へ、キャリア教育を極める一』実業之日本社、平成25年

